

# 論文審査の結果の要旨

氏名 保屋野 初子

本論文は7章からなり、長野県砥川の流域を事例として、河川の利用、祭事などの川とのかかわりを歴史的に分析すると共に、砥川流域協議会での協議過程を社会学的に分析する中から、河川計画に関するさまざまなコンフリクトなど河川にかかわる社会的に解決すべき諸課題を、河川の流域に暮らしている人々にとっての時間と空間が重層する生の包括的実在としての「流域」全体として対応すべき問題として構成し、そこでの住民主体を中心とした「流域管理」の可能性、砥川流域協議会での協議過程を通じた、その主体形成のあり方を、環境社会学的・環境倫理学的手法によって解明し、提示したものである。

第1章は、河川をめぐる問題の現状を、人文社会科学的な課題であることを示して問題設定を行い、新河川法の理念を実践しようとした淀川水系流域委員会の試みと提言などの経緯から、治水・利水の「流域全体での対応」への枠組み転換、河川計画をめぐるコンフリクトの回避や解決への道筋を探るために、社会学的方法で事例を調査し、「人々にとっての流域とは何か」という視角から事例分析を行うことの意味と現代的な課題を明示した。もともと自然科学的な概念である流域という対象を、人々がかかわることによって形成されてきた人と自然の関係性の領域として把握するために、流域をトータルに捉え、流域の「恩恵／災害リスク」という分析の軸を立てている。

第2章では、流域に関するさまざまな領域の先行研究を検討したうえで、本論文が採るアプローチ、分析概念について述べられている。

第3章は、本研究の対象地である長野県諏訪地方の砥川流域の地理的概要と、事象の経緯が述べられている。砥川の河川計画をめぐる約10年にわたる過程を、＜地域内コンフリクト過程＞＜政治的コンフリクト過程＞＜住民協議過程＞の3つの時期・段階に分けて分析し、この経緯の地域社会的背景として、諏訪地方における自然保護運動の流れを位置づけ、「地域の自然=文化を守る運動文化」を剔出している。その「運動文化」が個人および集合的なアイデンティティによって担われ継承されたということで、流域の主体をあぶり出そうとしている。

第4章では、砥川流域を歴史的背景から把握している。砥川流域における場所の配置構成を把握し、藩政時代の人々の流域へのかかわりを「居住・生産域の拡張」と「資源領域の拡張」という、上流域と下流域へと拡張する運動とみなし、人々による改変行為と地形・生態系からのフィードバックとの相互関係によってダイナミックに形成されていく場所として流域を動的に把握しようとしている。人間の川とのかかわりの歴史的

変遷の分析から、中心的な分析概念である「恩恵／災害リスク」を位置づけ、人々の共通の生の基盤であり続ける流域を、その分析軸によって再び意識化し共有することの可能性を提示している。

第5章は、砥川流域協議会の協議過程の社会学的分析を行っている。空間的・時間的に流域を経験してきた人々が有する多様なローカルノレッジが協議会で再発見され、表出されることで新たな知を生み出していく過程を描写している。さらに、合意に向けて住民が個々あるいは集合的に変容を遂げていく主体形成の場として再構成し、治水という目的に向けて住民どうし、および場所との関係性を調整しなおすことで住民による「恩恵／災害リスク」の再配分プロセスが出現し、「自分たちの流域」としての「流域意識」が立ち上がり、「流域の治水への希求」が共有されていった過程を明らかにしている。

第6章では、第5章までに検討し見出されてきた「人々にとっての流域」が、生を根源的に支える全体性をもつ実在であることを、いくつかの概念によってさらに検討し、統合的に捉えることを試みている。「恩恵／災害リスク」による流域の一体的な把握を生態系サービス概念を用いて解釈することで裏づける試み、身体的かかわりとしての生業や祭りなど「かかわりの全体性」が埋め込まれた固有の空間秩序や風景としての流域把握、ローカルノレッジの柔軟性と全体性が反映された人々の治水枠組み、個人および人々がもつ暗黙知が部分や箇所を包括して全体を構成していくことの提示など、包括的実在としての流域の論証を行っている。

終章では、第6章までに検討した結果から改めて「流域」を定義され、流域における治水は、「災害リスク」をも包摂する「恩恵」として、流域に織り込まれるものでなくてはならないことが結論づけられている。統治的な河川計画から包括的な流域管理への転換は、多層的レベルでの身体的かかわりの積み重ねを契機として「公共空間」が築き上げられることであり、「流域管理」においては、多様かつ重層的な「公共空間」においてさまざまな関係性のダイナミズムが働くことで重層的な「流域意識」が生成され、そこにさまざまなレベルの「人々の知」が埋め込まれていくことによって基礎づけられることが論証されている。

このように、歴史学的、社会学的な検討をもとに、環境倫理的な視点から、流域の主体形成、流域管理の政策的な視点に及ぶ大きな枠組みを実証的に提示しえている。

したがって、博士（環境学）の学位を授与できると認める。